

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号） 一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 <u>最終改正 令和 4 年 12 月 5 日付け 4 農振 2124 号</u> <u>令和 4 年 12 月 5 日付け 4 畜産 1678 号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 農林水産省畜産局長</p> <p>別紙 3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 事業の内容等</p> <p>1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第 5 に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振 3025 号</u> <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産 2209 号</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 農林水産省畜産局長</p> <p>別紙 3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 事業の内容等</p> <p>1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第 5 に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。</p>

種類		事業内容及び実施要件等
草地 整備 型	道営 草地 整備 事業	(略)
	公共 牧場 整備 事業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)～(2) (略) (3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね <u>60ヘクタール</u> 以上、北海道にあってはおおむね 300ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね <u>30ヘクタール</u> 以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150ヘクタール以上となること。
	畜産 担い 手総 合整 備型	飼料 基盤 集積 整備 事業
	再編 整備 事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね <u>30ヘクタール</u> 以上、 <u>北海道にあってはおお</u>

種類		事業内容及び実施要件等
草地 整備 型	道営 草地 整備 事業	(略)
	公共 牧場 整備 事業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)～(2) (略) (3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね <u>200ヘクタール</u> 以上、北海道にあってはおおむね 300ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね <u>100ヘクタール</u> 以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150ヘクタール以上となること。
	畜産 担い 手総 合整 備型	飼料 基盤 集積 整備 事業
	再編 整備 事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね <u>200ヘクタール</u> 以上、中山間地域については

		<u>むね 200 ヘクタール以上</u> 、中山間地域についてはおおむね <u>15 ヘクタール以上</u> 、北海道における中山間地域にあつてはおおむね <u>100 ヘクタール以上</u> であること。 (2) ~ (4) (略)
草地整備 利用促進 事業	(略)	

2 (略)

第5～第9 (略)

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア (略)

イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補 助 率
			草地整 備型		畜産担い手 総合整備型		
			道 営 草 地 整	公 共 牧 場 整	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	

		おおむね <u>100 ヘクタール以上</u> であること。 <u>ただし、沖縄県、離島及び奄美群島にあつては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール以上</u> であること。 (2) ~ (4) (略)
草地整備 利用促進 事業	(略)	

2 (略)

第5～第9 (略)

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア (略)

イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補 助 率
			草地整 備型		畜産担い手 総合整備型		
			道 営 草 地 整	公 共 牧 場 整	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	

			備 事 業	備 事 業			
(略)							
利 用 施 設 整 備 事 業	(1)	ア～キ (略)	(略)		(略)		
	農業用 施設整 備	ク 家畜排せつ物処理施設整備 <u>及びペレット化施設整備</u> 家畜排せつ物を処理するた めに必要な施設 <u>及び堆肥のペ レット化に必要な施設</u> の新設 又は改良に要する経費	(略)				
		ケ～セ (略)	(略)				
	(2) (略)	(略)					

(2) (略)

2 (略)

3 事業内容については、上記の表のほか次に定めるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) ペレット化施設整備

ア 家畜排せつ物処理施設と一体的に整備する施設であること。

イ ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。

ウ 事業計画策定段階において、堆肥の広域流通が計画されペレット化施設の必要性が認められること。

4 (略)

第11・第12 (略)

			備 事 業	備 事 業			
(略)							
利 用 施 設 整 備 事 業	(1) 農 業用施 設整備	ア～キ (略)	(略)		(略)		
		ク 家畜排せつ物処理施設 整備 家畜排せつ物を処理す るために必要な施設の 新設又は改良に要する 経費	(略)				
		ケ～セ (略)	(略)				
	(2) (略)	(略)					

(2) (略)

2 (略)

3 事業内容については、上記の表のほか次に定めるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(新設)

4 (略)

第11・第12 (略)

別記様式第4号 (第6の4関係)

表紙・目次 (略)

第1章～第4章 (略)

第5章 全体事業計画

第1節・第2節 (略)

第3節 全体事業計画の内容

1～3 (略)

4 農業用施設整備計画

(1)～(7) (略)

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

① 計画基本方針

(※堆肥のペレット化に取り組む場合にあっては、有効性、効率性及び公益性等について具体的に記入する。)

② 全体計画

整備 予定 地	施設・ 機械 名	構 造・ 型 式	処 理 能 力	処 理 計 画 量	受 益 者 数	事 業 量	単 価	事 業 費	管 理 予 定 者	備 考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	千円/ヶ 所・台	千円		

(注) 附帯する施設には電気導入施設、用水施設(ポンプ)、攪拌施設、堆肥のペレット化施設等、本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9)～(14) (略)

5 (略)

第6章～第10章 (略)

別記様式第4号 (第6の4関係)

表紙・目次 (略)

第1章～第4章 (略)

第5章 全体事業計画

第1節・第2節 (略)

第3節 全体事業計画の内容

1～3 (略)

4 農業用施設整備計画

(1)～(7) (略)

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

① 計画基本方針

(新設)

② 全体計画

整備 予定 地	施設・ 機械 名	構 造・ 型 式	処 理 能 力	処 理 計 画 量	受 益 者 数	事 業 量	単 価	事 業 費	管 理 予 定 者	備 考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	千円/ヶ 所・台	千円		

(注) 附帯する施設には電気導入施設、用水施設(ポンプ)、攪拌施設等、本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9)～(14) (略)

5 (略)

第6章～第10章 (略)

--	--

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月5日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。